

ご自宅での生活が難しくなった時、在宅以外でも暮らせる場所があります。

サービス付き高齢者向け住宅	ケアの専門家が日中常駐して安否確認や生活相談のサービスを提供する、バリアフリーの賃貸住宅です。
高齢者向け優良賃貸住宅	都道府県単位で認定された賃貸住宅で、主に自立あるいは軽度の要介護状態の熟年者が入居できます。熟年者が安全に安心して暮らせるようにバリアフリー化され、住居内に緊急通報装置が設置されています。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻れるようにリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学管理下での介護、機能訓練などを受けられます。(要介護1以上)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅での生活が困難な場合に入所できます。(原則要介護3以上の方)
介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。 医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症と診断された方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活し、介護や支援、機能訓練が受けられます。(要支援2以上)
有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームなどがあり、食事と日常生活上のサービスを提供します。
軽費老人ホーム	食事と日常生活の支援をするA型、見守りのみのB型、自炊ができない程度の身体機能の低下のある方が対象のケアハウス、都市型の4種類です。
養護老人ホーム	経済および家族や住環境の事情により、自宅での生活が困難な方が入所できます。(原則65歳以上の方)

江戸川区内の情報については、熟年相談室にお問い合わせください。

### 住まいを整える介護保険のサービス

福祉用具貸与	車いす、介護ベッド、歩行補助つえなど日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。 (要支援1・2、要介護1の方は用具品目に制限があります。)
特定福祉用具購入	貸与になじまない特定福祉用具(入浴補助用具など)を指定福祉用具販売事業者から購入した場合、福祉用具購入費の対象となります。(同一年度につき10万円を限度額とします。)
住宅改修	手すりの取り付けや段差の解消など生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が利用できます。(20万円を上限額とします。)

注) 保険給付の対象となるかどうかを、事前にケアマネジャーまたは熟年相談室に相談しましょう。